

コロナ禍を乗り越えるために がんばる飲食店の業態転換を支援します！

「飲食店業態転換支援補助金」

飲食店が新たな事業に転換を行う際に必要となる設備導入費を補助します。

- (1) 対象者 下記A～Cいずれかの業態転換を行う方で、以下すべてに該当する方
- ① 市内に本店（個人については住所）がある
 - ② 令和3年5月31日以前から営む店舗
 - ③ 業態転換後の店舗で「豊橋市新型コロナ通知システム」に登録する
 - ④ 業態転換後の店舗で「豊橋市換気の見える化事業取組店」「愛知県安全・安心宣言施設」「豊橋商工会議所・安全安心おもてなし宣言飲食店」のいずれかに登録する
 - ⑤ 業態転換後、市ホームページにてモデル事例として公表することに同意する

●業態転換の例

日本標準産業分類の大分類「M-飲食サービス業」を変更することなく、次のいずれかの事業を新たに行うこと。

A. 屋号変更	従来の店舗の屋号などを変更し、細分類が異なる事業を新たに開始すること	(例) 居酒屋をリニューアルし、焼肉屋を新たに開店
B. 区分営業	従来の店舗の時間帯を区分又は同一建物内の別区画にて、細分類が異なる事業を新たに開始すること	(例) 居酒屋の客席として使用していた2階を利用して、カレー料理店を新たに開店
C. 新店進出	従来の店舗と細分類が異なる事業の店舗を市内で新たに立ち上げる	(例) 今まですし屋を経営していたが、新たに定食屋も開店

- (2) 対象経費 業態転換後の事業を行う際に必要となる、繰り返し使用できる備品等の購入費用及びリース・レンタル料（ただし、設置・作成に伴う作業工賃は除く）
例：冷蔵・冷凍庫、シンク、調理台、調理器具など
- (3) 補助率等 自己負担額の2/3（上限50万円） 1店舗につき申請は1回限り
- (4) 申請方法 令和3年6月1日から令和4年2月28日までに郵送申請
（事業実施前に申請）※申込書はホームページで配布
※4、5月に既に実施した事業者は、遡り申請することができます。
- (5) その他 実施後、本市HPにてモデル事例として公開することで、新店舗のPRと他の飲食店への波及を促します。
- (6) 予算額 10,000千円

- ポイント**・国の「事業再構築補助金」との併用を可とすることで、更なる業態転換を促します。
・ホームページでの公表により、他の飲食店への波及を促します。

(参考) 国「事業再構築補助金」

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための中小企業等の事業再構築を支援

- (1) 対象者 新分野展開などの思い切った事業再構築に挑戦する中小企業等
- (2) 対象経費 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組むための必要経費
- (3) 補助率(上限額) 2/3 (100万円~6,000万円)

問合先 産業部商工業振興課 課長補佐 高木 (電話 51-2427)